

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」 （案）について

1 制定の背景及び趣旨

近年の児童虐待の増加に対応し、子どもの権利擁護を推進する等のため、児童福祉法が改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、同法第12条の4に基づき、児童相談所が設置する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

＜条例の主な内容＞

職員配置の基準、居室の床面積、設備の基準、業務継続計画の策定など

2 基準設定の考え方

国の基準（※）は児童福祉法の理念に即し、入所児童が心身ともに健やかにして、安全な生活をおくることが保障するために定められたものであり、本県においては、（１）従うべき基準のみならず、より適切な施設運営の確保を図るため、すべての（２）参酌すべき基準に加え、本県独自の基準を追加して条例に定める。

※一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）

（１）従うべき基準

1人当たりの居室面積、指導員等の数、心理職や看護職の配置 など

（２）参酌すべき基準

ユニットの整備、居室定員、個室化、第三者評価の受審 など

＜県独自の追加基準案＞

- ・医務室及び静養室の設置 ※国の基準は定員30人以上で設置
- ・明るく、温かい家庭的な環境と死角のない安全な施設を整備
- ・入所児童の人権擁護・虐待防止の徹底を図るための職員研修や、虐待防止責任者の設置
- ・災害対応マニュアルの策定

3 施行日（予定）

令和7年4月1日

施設の設備及び職員配置の基準については、必要な経過措置を規定